

第一類 第一號 衆議院 内閣委員会議録 第二十三号

(八〇八)

昭和二十七年五月十六日(金曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長代理理事 江花

理事青木 正君 呉事鈴木 静君

鈴木 明良君 田中 啓一君

田中 萬造君 橋本 龍伍君

平沢 長吉君 松本 善壽君

山口六郎次君 苗米地義三君

松岡 駒吉君 木村 築君

出席國務大臣

通商産業大臣

農林省設置法(内閣提出第一九二号)

大蔵省設置法(内閣提出第二〇六号)

工業技術庁設置法(内閣提出第二〇八号)

法律案(内閣提出第二〇七号)

大蔵省設置法(内閣提出第二二九号)

大蔵省設置法(内閣提出第二三〇号)

農林省設置法(内閣提出第二三八号)

農林省設置法(内閣提出第二三九号)

農林省設置法(内閣提出第二四〇号)

農林省設置法(内閣提出第二四一号)

農林省設置法(内閣提出第二四二号)

農林省設置法(内閣提出第二四三号)

農林省設置法(内閣提出第二四四号)

農林省設置法(内閣提出第二四五号)

厚生省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一九二号)

通商産業省設置法(内閣提出第二〇六号)

通商産業省設置法の施行に伴う関係
法令の整理に関する法律案(内閣提
出第二〇八号)工業技術庁設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出第二〇七号)大蔵省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二二九号)大蔵省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二三〇号)大蔵省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二三八号)大蔵省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二三九号)大蔵省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二四〇号)大蔵省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二四一号)

大蔵省設置法(内閣提出第二四二号)

大蔵省設置法(内閣提出第二四三号)

大蔵省設置法(内閣提出第二四四号)

大蔵省設置法(内閣提出第二四五号)

二までを削り、第十八号を第十号とする。

十二 農林畜水産業に係る土地及び農業水利の総合計画に関する調査及び立案に関する事務を行うこと。

第八條(貢出しを含む)中「農政局」を「農林經濟局」に改め、同條第一項中第二号、第七号及び第十号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを順次一号ずつ繰り上げ、第八号中「農機具、農業その他の農業専用物品」を削り、「所掌する農業専用物品」を「所掌する肥料」に改め、同号を第六号とし、第九号中「農産物(蚕糸及び主要食糧を除く)及び農業専用物品」を「肥料」に改め、同号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同号の次に次の二十二号を加え、同條第二項を削る。

九、そ菜その他の青果物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

十一 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

十二 資金に関する調整並びに農業倉庫に関する事務。

十三 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

十四 農林漁業資金融通特別会計の経理を行うこと。

十五 農村負債整理に関する事務。

十六 農林省の所掌事務に係る

物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設すること。

十七 企業の整備及び振興を図ること並びに商工業団体の指導監督を行うこと。

十八 農林省の所掌に係る事業の合理化に関する事務。

十九 農林畜水産業用物資の指導監督を行うこと。

二十 外國為替予算案の作成の準備に関する事務及び輸出入に関する連絡調整を行うこと。

廿一 輸出農林畜水産物の等級、標準及び包装條件並びに検査に関する事務。

廿二 日本農林規格に関する事務。

廿三 農林省の所掌事務に係る統計報告の収集についての調整その他の統計に関する総合調整を行うこと。

廿四 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

廿五 農山漁村の統計的経済調査を行うこと。

廿六 前二号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。

廿七 統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に関する予測事業を行うこと。

廿八 農林省の所掌事務に係る図書の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。

廿九 農業(畜産業を含む)

次号において同じ。)及び農民生活に関する経済学的研究の企画、実施、調査及び助成並びに関係研究機關の行う当該

研究の連絡調整を行うこと。

三十 農業及び農民生活に関する経済学的研究についての資料を收集し、整理し、及び刊行すること。

三十一 農業用肥料の試験研究についての試験研究に関する事務。

三十二号及び第十三号中「農民生活」を「農山漁家の生活」に、同項第九号、第十一号及び第十三号中「試験研究」を「自然科学的試験研究」に改め、同條第二項から第四項までを削る。

三十三 第十二条の次に次の二條を加える。

三十四 第十二条の次に次の二條を加える。

三十五 第十二条第一項第一号から第四号までを次のように改める。

三十六 一 農業經營の改善を図ること。

二 農産物(蚕糸を除く)以下本條中同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

三 農機具、農業その他の農業専用物品(肥料を除く)以下本條及び次号において同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

四 農業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五 主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管

理に関する企画を行うこと。

六 主要食糧の貿易及び壳渡の価格の決定並びに主要食糧の価格の統制に関する事務。

七 主要食糧の集荷、配給、消費その他の需給の調整に関する事務。

八 森林治水に関する事務。

九 保安林及び保安施設地区に

十 造林地の管理及び經營に関する事務。

十一 民有林野の造林及び營林に関する事務。

十二 森林治水に関する事務。

十三 保安林及び保安施設地区に

十四 造林地の管理及び經營に関する事務。

十五 造林地の管理及び經營に関する事務。

五、二 病虫害の防除及び輸出入植物の検疫に関する事務。

六、一 年法律第百四十四号による農産物の検査その他の主要食糧、飲食料品及び油脂についての試験研究に関する事務。

七、一 林業行政に関する企画を行うこと。

八、一 国有林野及び公有林野官行

九、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

十、一 食糧管理特別会計の經理を行うこと。

十一、一 食糧管理特別会計の經理を行うこと。

十二、一 林野局の事務。

十三、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

十四、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

十五、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

十六、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

十七、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

十八、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

十九、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

二十、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

二十一、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

二十二、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

二十三、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

二十四、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

二十五、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

二十六、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

二十七、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

二十八、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

二十九、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

三十、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

三十一、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

三十二、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

三十三、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

三十四、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

三十五、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

三十六、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

三十七、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

三十八、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

三十九、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

四十、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

四十一、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

四十二、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

四十三、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

四十四、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

四十五、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

四十六、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

四十七、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

四十八、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

四十九、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

五十、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

五十一、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

五十二、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

五十三、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

五十四、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

五十五、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

五十六、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

五十七、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

五十八、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

五十九、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

六十、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

六十一、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

六十二、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

六十三、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

六十四、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

六十五、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

六十六、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

六十七、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

六十八、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

六十九、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

七十、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

七十一、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

七十二、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

七十三、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

七十四、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

七十五、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

七十六、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

七十七、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

七十八、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

七十九、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

八十、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

八十一、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

八十二、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

八十三、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

八十四、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

八十五、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

八十六、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

八十七、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

八十八、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

八十九、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

九十、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

九十一、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

九十二、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

九十三、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

九十四、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

九十五、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

九十六、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

九十七、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

九十八、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

九十九、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百一、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百二、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百三、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百四、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百五、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百六、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百七、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百八、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百九、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百二十、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百二十一、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百二十二、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百二十三、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百二十四、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

一百二十五、一 造林地の造林及び營林に関する事務。

ありますて、第一條において農林省設置法の一部を置法の一部を、第二條において水産庁設置法の一部をそれへ改正いたしております。

正から御説明をいたしますと、その要点は、(一)食料総務及び林野庁を内局とし、それへ、食糧局及び林野局とすること。(二)大臣官房、農政局及び農業改良局の事務の配分を調整して、農政局を農林經濟局とすること。(三)内局に置かれた部及び新たに内局となる食糧庁及び林野庁の部を廢止すること。(四)農

林経済局及び農地局に次長各一人、食糧局及び林野局に次長各二人を置くことと。④農林経済局に統計調査監を畜産局に競馬監を置くこと。⑤米価審議会を経済安定本部から移管すること。
⑥営林局の管轄区域の一部を変更すること。
⑦林野局に農業講習所を新設すること。
以上の七点であります。

の三事局は日本、おもて外局の本筋の上に並んで、即応するものであります。

務のうち統計調査、経済研究等に関する事務は、從来の農政局に移し、その名称も性格を考慮して農林經濟局とし、さらに農業改良局には從来の農政局の事務のうち農産・特産及び植物病害に関する事務を移し、農林行政の側面を企図いたしたのであります。

第三の部制の廃止につきましては、これまた今回の行政機構改革の主要な目的の一つでありまして、從来から既に時的なものとして存置されていた内局の部制をこの際廃止することとされました。したのに伴い、農林省におきましては農政局の農業協同組合部、農地局の資理部、計画部及び建設部、農業改良局の統計調査部、研究部及び普及部、畜産局の競馬部、新たに内局となる食糧部、林野局の農政部、指導部及び業務第一部、林野局の農政部、指導部及び業務第一部を廃止することといたしたのであります。

第四は、前述通り部制の廃止に伴い、その所掌事務が相当複雜厖大な部局すなわち農林經濟局、農地局、食糧部、林野局及び林野局についてはその質量に応じ、それべく一人または二人の次長を置くことといたしたのであります。

第五の統計調査監と競馬監の新設は、これまで前述の部制廃止に伴うものであります。前者は統計調査事務の特殊の性格等を考慮してその事務を掌理する特別の職が必要と考えられため設置するものであり、後者は競馬監の事務はすべて所管物質要であるため設けられるものであります。

別に各省に分離されましたが、この審議会も農林省の附屬機関といたしましては、從来の管轄区域が昭和十二年のいわゆる林政統一即ち御料林と国有林が合併したとき以来のものであり、その後における諸事情の変更等を考慮してこの際国有林野の適正化を営をはかるためにはその一部の管轄区域を変更することが必要と考えられて至りましたので、改正をいたすこととしたのであります。

第七の管林局の管轄区域の変更

第八の林業講習所の新設は、從来から継続して參りました林野庁及び管轄局署の職員の講習施設を形式上講習所といふ施設に発展せしめるものであります。林業の技術及び経営に関する教育を専門的な講習所において行うことによつて事務能率の向上等をはかるようとするものであります。

次に、第二條の水産府設置法の一並改正について御説明いたしますと、その要點は、水産駐在所を廢止することと漁業調整事務所を設置することとの二点であります。

第一の水産駐在所の廢止でございまが、この水産駐在所は、元來設置場所は上臨時的なものであり、またその所掌事務も水産物の需給調整及び漁業の許可に関する事務であつて、水産府の勘定方支分部局として今日の水産行政の事務の実態にそぐわない点がありましたので、後述の漁業調整事務所の新設とともにらみ合せてこれを廢止することといたしたのであります。

第二の漁業調整事務所の新設は、水産駐在所の廢止とともに水産行政の出先機関整備のための支柱をなすもので、後述の漁業調整事務所の新設とともにらみ合せてこれを廢止することといたしたのであります。

ありまして、水産行政の現段階からいふましても、漁業法及び水産資源保護法施行に関する事務のうち特に必要な範囲内の國の事務は、直接國においても先機關を設けて行うことが必要と考えられますので、今回漁業調整事務局ならんでその小規模の組織として漁業調整事務所を設置するわけであります。なお、從来水産駐在所は、全國で七箇所設置されておつたのであります。が、調整事務所は、五箇所でござりますので、簡素化の目的にも順応しておこなわれます。

以上申し述べましたところが本法律案提出理由の大要であります。何とぞ審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○江花委員長代理 これにて提案理由の説明は終りました。

四法案について質疑を行います。質疑は通告順にこれを許します。

○木村(篤)委員 議事進行について。幾ら何でも与党側でも二、三人ぐらいたって、今の通商産業省関係では大臣が顔を出して一般的な問題を開いた上で、こまかい点は長官や局長に聞いて、もしいと思うのですが、これじやまたくあまりにも権威のない委員会で、ことに内閣委員会ともあらうのが、ういう不手ぎわではどうにもならぬと思うのです。暫時休憩をして、大体四數をそろえてやつたらどうです。懇親委員会では再三こんなことがあるけれども、あそこは政策を検討するところじやないから、場合によつてはしないと思うが、最高の委員会がことよろがないと思うが、最高の委員会がことよろがないことでは困る。

○江花委員長代理 お話を通りです。

○鈴木(義)委員 ちよつと委員長をして待つでいますか。

…。木村君の言う通りですが、せつなく時間があるから、やれるだけはやつてしまつたましよう。

○江花委員長代理 それで木村君御了解を承願えますか。

○木村(榮)委員 了解されてもらえば……。

○江花委員長代理 それでは御了解を得まして、会議を続行することにいたします。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 ただいま、農林政策次官の提案理由の御説明がありましたから、引続き二、三の点を承つておきたいと思います。

まず今度の行政機構改革は、外局なる庁を廃止して内局にするということです。林野庁のような大きなもの、それから食糧庁、そういうものをみな内局にしてしまつたわけですが、林野庁のようなものを、何ゆえこれだけ大きな仕事をしなければならぬものを内局とするのであるか、また内局とすることによって、従来の仕事を円滑にすることによって、従来の仕事を円滑にそのままやって行けるかどうか、その点について所信を承りたいのであります。

○野原政用委員 鈴木委員の御質問にお答えいたします。今度の行政機構改革に伴いまして、林野庁のごとき仕事を非常に大きい役所、量、質ともに当然外局であるべきような役所を内局にした理由は何かというような御質問であります。これはまことにごもつともな御質問なのでありますけれども、今回の行政機構改革におきましては、今度外局といふものは、原則として置

かないといふ政府の行政改革に対する一致した考え方があつたのであります。農林省としましては、その点お話をうなぬという方針に順応いたしまして、農林省だけを特殊な除外例として認めさせていただく点を、その決定までの段階におきましては、主張もしたのでありますけれども、そのわれくの考え方というものが、結論的には入れられなかつたという点で、われくも内局にするという政府の方針にのつとりまして、この案を提出して、御審議をいただくわけであります。内局になりまして、この案には從来の仕事は十分やつて行けるという決意でございます。さよくなわけで、仕事の分量等を考えて行きますと、御説のよう御主張もあり立つわけありますが政府の立場としましては、一般原則の上に立ちました外局廢止という線にのつつて、この案は出されたものである。またこの案によつて、仕事そのものについては、人員あるいはその他の問題については、従来とされたるかわりはないといつて、従事の方は従来のようになつて行くつもりでございます。

○鈴木(義)委員 従来とかわらないと仰せられるのでございますが、部を廢止したら、人員はどれくらい減ることになるか存じませんが、その部課の整理と人員の異動がどれくらいあるかを承りたいと思います。

○野原政委員 こまかんな人員等の問題につきましては、いずれ事務当局の方から詳しく述明申し上げさせますけれども、一応部がなくなりました

でも、次長という形で、実は今のは原案では、二名次長を置くといふことになつております。現在三名の部長がおりますので、二名の次長になりますすときには、一名が数字的には減るわけでござります。ほかの課そのものにつきまして、いろいろと検討が内部において考えられるわけであります。表題に現われたものだけからみますと、従来の三部長が二人の次長になつたということだけで、差引一人違う。その面だけではそういうことになります。しかし従来やつておりますたとえば林野行政の本質というものは、ほとんどかわりがないので、森林法制定後に伴いましての森林資源の培養、あるいはまた奥地開拓というような、林業に対する施策というものは、多々ます／＼強化されて行くといふふうに考ますので、それに伴いまして、仕事の方は、当然その必要とする人員は確保しなければなりません。仕事も大いにやつて行かなければならぬという点から、この機構に現われましたものとしましては、次長と部長といふものは、必ずしも関連はないようになりますけれども、一名だけが、部長から次長にかわりました場合において、人員が節約ができると思います。そういう形になつておつております。

○野原政府委員　今回の行政改革という問題の最初の論議が、政府部内においていろいろとございました當時におきまして御質疑のような林野庁を国土省に持つて行く、どうような案が、相当強く行われておることは事実でございます。それに対して農林省としては、農業、林業といふものは、一つの殖産業であり、またこれを営んでおる農民と申しますか、山村の実態からいたしましても、全然同じような形のものが、一面においては農業を営み、一面においては山をやつておるといふふうなことで、これは生産的に考えましても経済的の事情は不可分な関係に置かれておる。しかも山の治山治水といふような仕事は、單に災害を防ぐというよりは、土木的な河川との関係のみならず、これは山をりつぱに仕立てて植林をする、あるいはまだこれを保護するというふうなことは、そのこと自体が治山治水の上に大きな効果をもたらすと同時に、それが林木の育成によつて生産される木材の生産といふうなことで産業としてまた非常に生かされたといいうようなことで、そういう特殊な災害にかかりやすいような地帯崩壊地等がありますけれども、これは單に伐採した跡をほうつておいで治山上の施設を講ずる。砂防工事等もやりますが、その砂防工事といふものが單に砂防するという工事に主力を置くのではなくて、砂防工事をやりま

した上に植林をして、これが元の山林に帰り、りづばな森林としてこれが将来治山治水のために役立つと同時に、森林資源としてこれが維持培養され、木材の生産に役立つということになるので、單なる土木工事ではないといつたふうな点もございまして、林野行政というものを、国土省の立場から、單なる治山治水だけの觀点から考えることは実態に沿わないといふうなことを考えて、あらゆる觀点から見まして、林野行政といふものは、長い歴史的な關係から見ましても、過去七十年も、農、林一体として今まで仕事をして來た関係でありますので、これらを一片の行政改革の美名のもとに切り離すということは、いささか今日の国内の山村における実態から離れておりはせぬかという点で、農林省といつしましては強く移管については反対をした次第でございます。われくの主張が十分認められました結果、国土省が移管ということはさだやみになりまして、依然として農林は一本で強力な治山治水と同時に、国土全体の土地生産力を向上發揮せしめるという一つの構想がまとまって、今日の農林省設置法として出たわけであります。

見まして、も、八百億のうち三百一十九億という厖大な額は農地局が所掌しておるわけです。農地局よりも少い予算を使う省はほかにたくさんあるわけではありません。ただ部といふものを廃止するという原則論にとらわれ、そうしてそういうふうな機構を簡素化してしまふことは非常に危険なことではないか、われくは行政機構はすべからく合理的に改革すべしという考え方を持ておりますのであります。この、内閣が提案しているような機械的な整理といふものには、はなはだ納得が行かないものがある。それはたくさんありますけれども、今は農林政務次官にだけ伺うわけであります。この農地局の改革について、これまで今まで以上に能率を発揮できるという確信がおあります。けれども、今は農林政務次官にだけ伺うわけであります。この農地局の改革について、これまで今まで以上に能率を発揮できるという確信がおあります。

仕事をして参つておつたのであります。私どもは、從来の機構といふもののは非常に進んだ一つの官庁行政機構のあり方として、実は一つの誇りを持つておつたくらいなのであります。なお農地改革その他の事務を掌管いたしましたために、管理部が設けられておつたことは御承知の通りであります。從来ございましたそいつた非常に合理的な部制といふものを。われ／＼は正直の話が、残したいというように考えておつたのでありますのが、画一的な部制廃止ということについての御意見はいたしまして、内局における部制は置いた／＼ございましようが、先ほど来て申しましたような政府の一応の方針と申しまして、内局における部制は置かないという原則の上に立ちまして、農林省としましては、率直な話が不本意ながら、部制を廃止するという立場をとらざるを得なかつた。そこでそれによつて、せめてもその足りない部分を補おうということなのでありますから、この行政機構改革案によつて何ら支障がないかということになりますと、われわれ責任の当局としましては、いかなる行政機構のもとにおいてもその仕事においてはりつぱにやらなければなりませんし、またやり通すだけの信念は持つておるわけでございますから、これが完全無欠なりやという点になりますれば、いろ／＼御議論もあるうと思いつつ省としては、ここまで決定いたされました段階においては、いろ／＼と農林省側の強い要望もあり主張もあつた。しかしそれは遺憾ながらその全体として、われ／＼も農林省だけの立場を守

るのが困難な事情もございまして、かような案に現われたということなんなります。機構のいかんを問わず、仕事の方は一生懸命やるつもりであります。

○江花委員長代理 この際お諮りいたします。通産大臣が出席されておりますが、予算委員会に御出席の都合上、きわめて短時間でも皆さん方の御質疑を受けたいとおつしやつておいでになつたわけでございますから、通商産業大臣に御質問の向きがあれば、この際農林省関係を一時やめまして、その方の御質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしよう——それでは木村榮君。

○木村(榮)委員 時間がないそうですから、簡単に要点だけをお尋ねしますが、今度の通商産業省設置法を見ますと、大体一貫して流れていますのは、日本の再軍備ときわめて密接な関係があるようく再編成されるものと考へております。そこでたとえば重工業局といつたふうのものができまして、その内容はまだ詳しく述べておきませんが大体一般的に見まして、兵器の生産に非常に関係の深いような方面に再編成をされておる。その一方、平和産業と目されます軽工業の方を見ますと、今まで纖維局、雑貨局、化學局といったふうのものになつていてのを、ただ軽工業局といつたふうに簡極的な対策を立てないような形において、この今度の設置法が考えられておる、こういうふうに考えますが、その

○高橋国務大臣 今度の通産省の機構改革は再軍備ということを考えてでないかという御質問でしたが、そういうことは全然考えておりません。重工業というと、何かそういう誤解を受けるのは、あまりに仕事がたくさんありますから、工業を重工業と軽工業と二つにわけて、二つの局を置くという趣旨なのです。

○木村(榮)委員 それからこれはきのうの新聞にも報道されていたと思いますが、今までアメリカ軍に接収されておりましたかつての日本軍の工廠、燃料廠、こういうふうなものを民間に拂下げはなくなつて、また日本政府の管理によつて昔のような軍需生産をやる工廠に復活するのではないか、こういつたふうなことが民間に報道されています。またこれを裏づけいたしますように、御承知のように、敗戦後は全國で大体百八十箇所のかつての陸海軍工廠が、約千の日本の中小企業に分割されて、賃貸借されておつた。ところが最近アメリカの直接管理下に置いてこれを利用するんだという建前から、無補償でどんどんまた再び接收されておるような状態にある、こういつたようなことを考えますと、この間の新聞報道も必ずしもこれは虚構なことではないというふうに考えますが、これに對して大臣の御所見を伺つておきたいと思います。

○高橋国務大臣 その新聞記事は私も読みましたが、どういうところからそ

の報道の何が出了のか、私は別にそういうことは全然考えておりません。
○木村(樂)委員 大臣は考えておられなくとも、今度の機構改革にも見られましたように、今まであつた民間産業の、おもに平和産業を保護育成するといつたふうな建前の試験所、研究所こういつたものはどんどん縮小されまして、そうして日本の大きな企業体、こういつたふうなものが工業技術院の方に大体まとめられて、アメリカのいわゆる技術導入といったふうなことと関連いたして、そういつた方面のみで、大資本だけの技術の援助といつたふうことになつておりますが、こういつたふうなことを考えると、今大臣が御答弁なさつたことと相当矛盾するのじやないかと思うのです。そういうことを考えていないということだけではなく、具体的にこういうふうな方法で日本本の平和産業を保護育成、発展するのだという点を御説明が願いたいと思うのですが、御説明願いたいと思います。

が非常に遅れておりましたので、将来も常に力を入れなくやいけない、これを内局にすることは不適当だということを私は固執しまして、附屬機関として残ることになつたのであります。ただそれだけの理由であります。

○木村(榮)委員 これは予算委員会で聞く方がいいかと思いますが、ちようどお見えになつたからお尋ねしたいのですが、そういつたふうな、今御答弁になつた指導とか、あるいは再宣傳の方向の再編成ではない、といつたふうなことでござりますが、実際問題といたしまして、現在の日本の経済状態を見ますと、たとえば紳士や綿布にいたしましても、最近の報道では瀧賀がすでに三十万こり、しかも中小メーカーの持つております手持ちを加えますと、四十五万こりぐらいに及ぶのではないかといつたふうなことが報道せられておる。こういつた状態の中において、その責任者である大臣は今後一休こういつた状態をどのような方法で処理して行くか、きのうの新聞でも御承知のように、綿布や綿糸の輸出の状態はさわめて悪化の傾向をたどつておるようになりますが、こういつた点を、こういう機構改革を機会にどのよううまく調整をいたされる考え方でござりますか、承つておきたい。

○高橋国務大臣 織糸布の瀧賀のお話をあつておりますが、操縦にも限度があり、そろ操縦々々では、まつたくこれらは壊滅いたしますが、こういつた点を、こういう機構改革を機会にどのようによく調整をいたされる考え方でござりますか、承つておきたい。

「 」いうものは必要なので、綿花についても、綿糸についても、このランニング・ストックがどの程度かぜひ必要なことには、いろいろな意見があります。このランニング・ストックがあり少いことは好ましくないので、たとえば昨年の九月ごろに、日本の石炭のストックが非常に少なかつた。大体石炭のストックとしては二百万トンぐらいが適当であろうと思うのですが、それが百万トンぐらいいちよつとした事情で、たとえば渴水が平年より多かつたということで、石炭の事情があいつことになつたのであります。あの当時ストックが二百万トンあれば、ああいうような混乱は起さずに済んだのではあります。それから現在の四十万こりというのは、私たちよつと納得ができるのですが、現在の綿糸関係のストックといふものは私はそぞろ過ぎるとは思わない。多過ぎるといいましても、せい／＼五万こりかそこらであつて、現在三月から生産制限を勧告しておりますが、三月、四月の実態を考えますと、滞貯はあまりええていない。このくらいのところでそぞら心配することはないのではないかと思ひます。

それから纖維品類の輸出の状況ですが、これは世界的に織縫品の事情がオーバー・プロダクトとなつて、事情が非常にかわつて来たわけなのです。各地で、イギリスのこときも生産制限をしておるのであるが、その影響は、多少の影響が日本のかれらの輸出にあるといふことは免かれませんが、こういう必需品的のものですから、私は世間の悲観論者が言つてゐるよう、悲観はしていいないのであります。これは昨年の七、八月ごろに輸出が停頓しました

時分にも、いろいろな悲観論がありましたが、それとも、少し時をたつてみれば、そういうものは解決した。従つて今の滞貿というものは、現在の生産を継続して行くなれば、そろ御心配になるものでないと私は信じております。

のは、これは業界一致した意見です。それに対して何か現在のところ御交渉があるいはまた打つべき手をお考へになつておるかどうか、この点を承つておきたいと考えます。

● 高橋國務大臣 まぐろの米国における輸入関税の問題は、むろんわれわれも非常に重大な関心を持つて、もう去年からこの対策を講じておるのであります。これは民間の人でされども、この一月からアメリカへ人を派遣しまして、各方面に極力運動をして来たのであります。最近数日前に、いよいよ國会で審議されるということで、すぐわれわれは、今日は外務省を通じてでありますけれども、アメリカの政府当局に意見を述べて阻止方を要請しておるわけであります。

○ 鈴木(義)委員 それでは通産大臣に、資源庁とか中小企業庁こういうものも例の外局を内局にするという根本方針に従つて機械的に内局編入したようではありますが、一体そのままの形で役所を内局にするのだから、何も今までと違つたところはない、大いに今までと同じことをやるのだ、こう農林省の方でも御弁明になつたのであります。が、おそらく通産省の方でもそういうことを言おうとすると思います。しかし行政の実際を知つておる者から見れば、外局であるのと内局であるのとでは雲泥の差があることは公知の事実であります。ことにわれくは、この中企業対策等については、て日本の産業構造から見ても、最も力を入れなければならぬ。それでありますから、独立の役所をつくつていいと思つて、るのに、せつかくともかくも外局として存在する中小企業庁、資源庁のこと

きのものを内局に編入するということは、どういうお考えからであるか。またそれは今までと同じく、今まで以上の能率を上げ得るものと信じておられるのであるかどうか、お答えを願いたい。

○高橋国務大臣　たいへんむずかしい御質問で、農林次官も大分お苦しいようであつたけれども、いろいろ省内で検討に検討を重ねたのですが内局にいたしましてもさしつかえないという結論を得ましたので、とにかくこれに同意したわけでありますから、どうか御賛成を願いたい。

○鈴木(義)委員　實にたよりないことおびただしい答弁でありますて、農林政務次官の方の御答弁もやはり同じようなことで、そういう自信のない行政改革をやるということは、まことによろしくないと思います。いずれそのことはあとで討論の際に申し上げます。

それではなお農林省関係について伺います。委員長の議事運営の政策などうか知りませんが、せつかく熱が上つて来たところで水を入れてしまつた。こういうことはなるだけひとつ避けるように願いたいと思います。先ほど農地局の問題で、農林次官のお答えがあつたのであります、そこある自信がないお答えと私は拜聴した。やむを得ないからそうしておる、そういうことでは必ずこれは将来變らべきものがあると思うのであります。どういふ部でも廢止するのはいけないと、そういうふちやな議論はわれへんはしないのでありますて、こういう大切な仕事をすることにして、ことに広川農林大臣は、東京ではあまり言わぬようですが、いかなの方に行くと農地改良五箇年計画、今に食

菅々手が打つてあるし、行政機構も十分整備してかかるといふようなことをお話しになつておる。それで出て来るものはこういうふうに部長制を廢止し、今までのほかの小さい局と同じような雑然たる、分類をあいまいにしてやつて行こう、それでは実際に仕事がやれるとはちよつと思えないのです。しかしそういうことを論じて行くと、議論になりますから省略をしておきますが、十分にその点をひとつお考えを願いたいと思うのであります。それからいま一つ、米価審議会のことを承つておきます。経済安定本部を廃止した結果、各物資ともそれらの所掌の役所で審議するということにしたというのであります。しかし米価のようなものはこれは特別なものであつて、あらゆる物価の基本をなすものでありますするから、それはどこに置いてもさしつかえはないわけでありますけれども、経済審議会というものを根本の後継者としてつくる以上は、やはりそういうところにおいて総合的に、そしてある意味においては中立的に審議することが妥当ではないかと思うのであります。これを農林省の所管にされた理由を承りたいのであります。

影響は非常に大きいのでありますから、その点は十分考えなければならぬのは当然でありますけれども、生産費及び将来の再生産というふうなものを考え、また経済事情の動向と、豊凶の他の事情も考えて米価の決定をする、しかもその際は米価審議会の意見を十分尊重してきめるような建前になります。ただ安定本部が廃止されますと、その米価審議会をどの省で所管をするかということなのであります。までは相談してきめておつたわけであります。ただ安定本部が廃止されると、その米価審議会をどの省で所管をするかということになりますが、最も織故の深い関連の深いものが農林省であるというふうな点から、農林省の所管ということになつたわけであります。そして、所管でありましても決して米価審議会といらうものの任務というふうなものについては、従来と同じように、やはり非常に重大なものであるという点は十分承知しておるわけであります。

險をかけるといったふうな非常にたくさんの、今まで沿岸漁民が経験しなかつたようなたくさんある問題があるわけあります。そこでこれは沿岸漁民の指導、保護、育成といったふうなことに対しましては、從来から見れば相当積極的に水産庁の方で指導いたしましたと、実際問題としてうまく行かない私たちを考えておるわけあります。ところが今度の案を見ますと、水産駐在所といいますか、こういったものはやめて、調整事務所を五箇所にしらえるということになつておりますが、仕事の方はうんと末端においてふえて行く、こう見ておるときに、あなたの方では逆にそいつた点は縮小なさるという点は、大体どういう根拠に立つておやりになるのか、その点を承つておきたいと思うのであります。

○木村(鶴)委員 どうもこれは要原次官に聞くのは、まったく御承知ないようでお氣の毒でありますから、またあらためて水産府長官を呼んで聞きたいと思います。この上聞いても、私の方があ大分専門家のようにありますから、きようはやめておきます。

○江花委員長代理 それでは工業技術庁関係の質疑を行います。

○木村(鶴)委員 それでは時間がござりますのでひとつお伺いしたい点は、アメリカからの技術の導入は、最近どのような状態になつておりますか、この点を御説明をお願いしたいと思ひます。

○駒形政府委員 お答え申し上げます。アメリカからの技術の導入の点につきましては、こちらの産業の工業技術の現状から考えまして、こちらの技術水準を上げるという点に重点を置いて考えておる次第でございます。従いまして重工業、軽工業全般にわたりまして、技術の導入がなされておるのでございます。大体この一年間におきましては六十五億円くらいの金額に達しておりますかと存じております。こまかいどういうものに對して技術を導入したかといふことに対しましては、いずれ御希望がござりますれば、調書をつくりまして差上げてもよろしいと存じます。

○木村(鶴)委員 もう一点伺います
が、あまり長官は、御存じないようですが、私の方で調べたものを、簡単にお答えいたしますが、二十六年度の技術援助の契約を見ますと、機械器具工業が三十九件、化学が十六件、造船十四件、医薬品十三件、金属十一件、ガム、皮革五件、纖維四件、ガラス及

び土石二件、その他十五件、計百十
件、これは私たちが調査したもので
あります。この調査をいたしました程
度で私たちが発見いたしましたこ
は、非常に軍需産業的な、的と言わ
に軍需産業と言つてもいいのですが、
そういうたるものと目されるものに集
める。こういう点はあなたの方では
そうではないと必ず答弁なさるが、
これはもうそれに間違いない。従つて本
度の機構改革を見ますと、さつき大蔵
とちよつと一問一答をやつてみまし
が、これは雲をつかむような話で議論
にならないわけなんですが、どうちよ
いたしましても、こういつたあなた
の専門分野においてもこの軍需産業、
こういつた方向へ相当力を注がれる傾
向にあると思うのです。さよう解釈す
てさしつかえございませんでしょ
うか。

案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、文部省設置法の一部を改正する法律案及び厚生省設置法の一部を改正する法律案、以上を一括して議題とし、質疑を行います。質疑は通告順によりこれを許します。松岡駒吉

○松岡委員　国税庁を廃止して内局にするという問題につきましてですが、稅務行政の最も肝要な点は、稅務行政が公正であるということでなければならないと思うのです。そういう点から見まして、一体大蔵省の内局としてもすれば内閣の更迭などと関連して、大蔵大臣の指揮のままに動くといふようなことによつて、はたして稅務行政の公正を保持できるかどうか、その点に大いなる疑問なきを得ないので、すが、その点についての所信伺いた

○森永政府委員　国税庁は、昭和二十四年の行政機構改革の際に大蔵省から分離いたしまして、外局にいたしまして、その後税務行政の適正化に大いに寄与して今日に至つたわけでございましてが、今般の行政整理に際しましては、審判的機能を有するもの以外は、外局はでくるだけやめて内局にする、そうして機構を簡素化するという内閣の根本方針にのつとりましたて、国税局にいたしましても、これを内局に吸収することになつたようなわけでござります。ただいま御指摘のございました税務行政の公正を期するという点、これはもとより税務行政の第一義でございまして、内局にいたしましても、その点に、つきましては、われへん最も

○松岡委員 重大な関心を持たなければならぬわけでござります。いやしくも公正にわたることがないようにこの機構を運営して行かなければならぬわけでございまして、かかる観点とも関連いたしまして、ただいまでは国税庁自身が国税に関する決定権も持つて、自分でも税務行政の執行面に当つておつたわけでございますが、今回は本省におきましてはそういう執行面には当らない、地方支分部局以下が税務行政の執行面に当つて、大蔵省本省はこれを監督するというようなことにも実は配慮いたしておりますようなわけでございまして、本省といたしましては監督面に当り、地方支部局以下に税務行政の執行をゆだねるというような機構にもいたしておるわけでござります。運用の面におきましては、もつと重点を税務行政の公正性という面に置いて今後運用して参る所存でございまして、御心配の点はないようになります。極力努力をするつもりでおりまます。

消費税をかけた機構になつておつたりなどいたしまして、ただちに比較はできぬわけですが、大蔵省が税務行政になつておるというようなことになつております。その他の各国につきましては、今ここでつまびらかにいたします。

○松岡委員 公正の原則が保たれることは言うまでもないと信するのであります。ことに申告なんかの実態の把握というものははなはだ不成績であると聞いておるので、私どもの聞いておるところでは七〇%しか把握できません。現在国税局という独立の官庁があるが、その機構の努力をもつてすらその程度しか行つていないので、縮小された内局で国税行政がはたして改善できる可能性がありやいなや大なる疑問があるのですが、その点はどうですか。

○森永政府委員 申告所得税の面等におきまして、必ずしも百パーセント捕捉ができるでないといふ点は、御指摘の通りであろうかと思ひます。われわれといましても、税務行政機構全体としては決して弱化されてはいないでございまして、定員等も減少しておりません。むしろ今まで国税庁といふ中央の税務行政の機関は、相当の人数を擁しておつたのであります。それを国税局以下の第一線業務に若干移すことにならうかと存するのでございまして、直接の調査事務の面におきましては、今度

○**松岡委員** 税務署の襲撃事件とか何とかいうようなことが最近頻發しておりますが、税務行政機構といふものを、「そういう現実にかんがみて、ある点では強化することなくしては、今の世相からすると、税務行政の完璧を期すことができないのではないか」という懸念を感じます。ことに飽和点を越えておるような重複の課せられておる現状においては、ある意味においては税務官吏の仕事といふものはまことに同情に値するものがある。これは抽象的に言えれば、行政機構を簡素化して、国民の負担を軽減することによつておのずからそういう問題も解決される、こういうことが考えられるのであるが、しかしこの法律案を見ると、そういう問題について、税務官吏が真に厳正な立場で公正に仕事を遂行し得るやいなやということについて大なる疑問を感じるのである。そういうことについては一体どういう確信があるか、正直なところをひとつ答えていただきたい。

事に至らずして参りましたことは、これは職員諸君の非常な御努力によるものと私ども感謝いたしておりますのであります。今後の対策の問題であります。全国的に、たとえば稽直制度を確立するとか、警察との連絡を十分にするとか、そういったような問題につきましてはすでに十分手配をいたしましたが、今後なお一層そういう点につきまして、物的方面につきましてもできることならば努力をいたしまして、不祥事件に對して万全の態勢を強化して行かなければならぬと思うところでございます。国税庁が内局になりましたことによりまして、職員の志気が沮喪されるのではないかというごとを御懸念の上の御質問かとも思つておりますが、先ほどから申し上げております通り、中央の機構は内局として簡素化されるのでございますが、国税局以下につきましては、強化されこそそれ決して弱化はされないのであります。むしろ中央、地方を通じた一元的な組織が確立されるという見方もできるわけでございまして、職員諸君におかれても、すべて今後の問題を誤解することなく、なお一層稅務行政の確立のために努力せられるようひたすらこいねがつて次第であります。

○松岡委員 なお重ねてその点質問しますが、中央は簡素化されるが、第一線の方は、ただいまの答弁によればむしろ強化されるということに了解してよろしいですか。

○森永政府委員 これは国税庁と国税局の事務のわけ方の問題になるわけでございます。今度本省でできます徵稅局、これは国税庁のやつておりました仕事を受けるわけでございますが、

実際の執行面の仕事はやらない方がよろしい、税務行政の機構面をやつた方がよいという考え方立つております。従いまして、国税局が今やつておられます執行面の仕事は国税局以下に移しまして、たとえば人員等につきまして國税局にこれを再配置する、そういったようなことが必要にならかと考へておるわけでございます。そういう意味で、国税局以下につきましては、強化こそそれ弱化はしないということを申し上げたわけあります。御了承いただきたいと思います。

○松岡委員 なお地域的に税務署の廢止ということと関連いたしまして、私もどもとき／＼さしさな事柄で、自分の経験を言えば、まつたく惡意があつたものでも何でもなくとも、どこかで講演料をもらつたやつをうつかりして申告しなかつたというようなことのため一般の話を聞くとなか／＼そうでなく、呼び出されたりすることがあるのです。議員であつたり何かするせいで幾分遠慮してくれて、あまりむだな時間がなくとも済むようであるけれども、一般的の話を聞くとなか／＼長く距離を離れて、呼び出された人々はえらい迷惑をするらしい。いわんや都會生活をしておるのではなくて、税務署の所在地まで何か交通機関を利用しあるいは徒歩でといふよな人たちにとつては、一日つぶさなければならない。これは現にそういう不満、不平を相當に耳にかかづか。

○森永政府委員 税制の数次にわたる改正に伴いまして、免稅点がいる／＼

○齊木(正)委員長代理 本日はこの程度にとどめ、明十七日午前十時半より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

昭和二十七年五月二十七日印刷

昭和二十七年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所